

1 議案第36号関係

おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>第1条～第10条 略</p> <p>附 則</p> <p>1、2 略</p> <p><u>(防疫等作業手当の特例)</u></p> <p><u>3 職員が、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。次項において同じ。)から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、町長が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。</u></p> <p><u>4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、3千円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いがある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他町長がこれに準じると認める作業に従事した場合にあっては、4千円)とする。</u></p>	<p>第1条～第10条 略</p> <p>附 則</p> <p>1、2 略</p>